裁判長（官）	主任調査官等
[redacted]	

調　査　報　告　書

裁判官　[redacted]　殿

令和元年１２月１７日

横浜家庭裁判所

家庭裁判所調査官　[redacted]

事件の表示：令和元年（家）第[redacted]号

成年後見人選任　事件

当事者等の表示

申立人　：[redacted]（続柄：本人の甥（異母兄[redacted]の長男））

成年被後見人：[redacted]

後見人候補者：申立人に同じ

受命年月日：令和元年１１月１１日

調 査 事 項：候補者調査

調査経過　　年月日：調査対象，調査場所，調査方法等

元.11.14　：申立人に電話連絡

１１月２２日午後１時３０分から申立人と当庁において面接することとした。

元.11.22　：申立人と当庁において面接

〃　　：後見人である[redacted]司法書士に電話連絡

１１月２７日午前１０時から同司法書士と当庁において面接することとした。

元.11.27　：[redacted]司法書士と当庁において面接

〃　　：裁判官に調査結果を口頭報告

元.11.27　：特別養護老人ホーム[redacted]事務長から電話聴取

被後見人の面会状況について回答可能か打診したところ，「短期間

についてであれば，数日で回答可能であるが，書面で依頼してほしい。」とのことだった。

元. 11. 28 ：[redacted]事務長に書面で調査依頼

元. 12. 5 ：[redacted]事務長から回答受理

〃 ：申立人に電話連絡

家庭裁判所としては，今すぐ申立人を成年後見人に選任する必要性がないと考えている旨伝えたところ，申立人は取り下げを検討するとの意向を示した。

元. 12. 5 ：申立人に取下書送付

1　申立ての動機，経緯

平成３１年の正月に，申立人の父[redacted]（以下「[redacted]」という。）と同人のきょうだいらが集まったときに，被後見人のことが話題になり，後見人は専門職がやるよりも親族がやった方が良いということになった。また，[redacted]は，現後見人である[redacted]司法書士が，後見開始当初は後見事務を[redacted]に報告することになっていたが，途中から報告しなくなり，話し合いにも応じてくれないことに不満を抱いていた。

[redacted]らは皆８０歳前後と高齢になり，自分たちが元気なうちに次の世代の親族に後見人になってもらいたいとの意向だったので，申立人は「それならば，自分がやろう。」との気持ちになり，本件を申し立てた。

2　後見人候補者（申立人）について

(1)　人定事項

氏　　名：[redacted]

生年月日：昭和４８年[redacted]

住　　所：[redacted]

職　　業：不動産業（[redacted]代表取締役）

欠格事由：なし

(2)　生活歴，生活状況

申立人は，昭和４８年[redacted]日横浜市で出生した。叔父に当たる被後見人とは，幼少時から盆，正月等親戚が集まるときに顔を合わせており，かわいがってもらった記憶がある。

申立人は，平成１２年３月に[redacted]大学を卒業し，同年４月にフォークリフトやショベルカーの販売会社「[redacted]」で営業職に就いたが，平成１６年７月に退職し，翌８月から[redacted]が経営する不動産業に従事するようになり，令和元年５月に代表取締役から会長に退いた[redacted]に代わって，代表取締役となった。

申立人に婚姻歴はなく，現在，[redacted]及び母[redacted]と同居している。

(3)　後見の方針（後見人等候補者照会書参照）

申立人は，被後見人は自宅での生活は困難であり，権利変換により所有したマンションは賃貸すべきと考えている。

申立人に対して，被後見人の流動資産が高額なので，専門職の関与なしに親族が後見人になるとすれば，後見制度支援信託を利用することになる旨説明したところ，申立人は理解を示した。

申立人は，被後見人には[redacted]とともに２，３か月に１回程度面会しており，最近では令和元年１０月末か１１月初めに面会したとのことだった。しかし，[redacted]司法書士によれば，「施設からは，親族はほとんど面会に来ていないと聞いている。」とのことだったので，被後見人が生活している特別養護老人ホーム[redacted]の[redacted]事務長に問い合わせたところ，令和元年１０月と１１月は，[redacted]司法書士が２回面会したのみであるとの回答だった（別紙「[redacted]様の面会状況について」参照）。

3　後見人[redacted]司法書士の意見

今まで提出した後見事務報告書に記載したとおり，後見人として適正な財産管理を行ってきたと思うし，身上監護面も重視しており，ほぼ１か月に１回被後見人と面接し，できるだけ被後見人の要望に応えるよう配慮している。

申立人が後見人に選任される場合，専門職が関与しないのであれば，後見制度支援信託の利用が見込まれるであろうが，後見制度支援信託利用のためには，もう少し財産整理が必要である。

後見開始当初からの課題だった権利変換は終了したものの，権利変換により所有したマンションで被後見人が生活することは困難であり，売却か賃貸した方が良いと考えている。しかし，被後見人は売却に強く反対し，賃貸についても同意したかと思うと同意を翻したりしており，なかなか結論を出すことができない状態である。

被後見人が所有する株式や投資信託を現金化することは可能と思われるが，その手続やタイミングについては，証券会社に相談してみる。

申立人が後見人になることについて気がかりなのは，マンションを賃貸する場合，その管理を申立人が行うことになれば，利益相反になるのではないかということ，さらに，申立人も含めて親族がほとんど面会していない状況で，被後見人の身上監護に支障がないのかということである。

4　調査官の意見

本件は，被後見人の甥からの申し立てであり，申立人を後見人に選任することを求めているものである。

申立人及び同人の親族は，後見人は専門職よりも親族がやるべきと考えており，それが本件申立ての動機となっているようであるが，被後見人の流動資産が高額であることから，専門職が関与しないのであれば，後見制度支援信託を利用することが求められる。しかし，後見制度支援信託を利用するためには，もうしばらく財産整理が必

要な状況にあり，今すぐ申立人を選任することは適当ではない。

また，過去の後見監督において，現後見人である[redacted]司法書士の財産管理について，何らかの問題点が指摘されているわけではない上に，現後見人は，財産管理だけでなく，身上監護面においても，後見人としての職務を果たしていることが認められる。これに対して申立人は，親族でありながら，身上監護面において現後見人以上の役割を期待できる状況にはない。よって，財産管理を現後見人に担当させ，申立人に身上監護を担当させるという形で権限分掌することに疑問を抱かざるを得ない。

以上から，現時点で申立人を後見人に選任する必要性は認められないと考える。